

令和2年（2020年）4月28日

各保育所・認定こども園設置者 様

姫路市こども未来局教育保育部

5月7日以降の保育所・認定こども園の運営について

「特別保育」への移行に当たりましては特段のご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

国の緊急事態宣言に基づく措置は、現時点で5月6日までとされているところですが、期限の延長について検討されていることに加え、姫路市教育委員会において、学校園の臨時休業が5月31日まで延長されたことを踏まえ、5月7日以降の当面の保育所・認定こども園の運営について下記のとおり決定しましたのでお知らせします。

記

- 1 緊急事態宣言が延長又は解除のいずれに決定された場合も、5月9日（土曜日）まで特別保育を継続する。
- 2 認定こども園の1号認定子どもについての部分休園は、市立学校・幼稚園と同様に5月31日まで継続する。
- 3 5月11日（月曜日）以降の具体的な対応については、緊急事態宣言に関する国・県の方針を踏まえて、別途判断する。

（参考送付）

- 1 （市立保育所・認定こども園）保護者あて通知
- 2 （市立保育所・認定こども園）特別保育利用申出書